

議事

(一) 市議陳情隊備成ニ関シ協議ノ結果左記ノ通り決定

(二) 浅草、向島、葛飾 各區リ井淵、古川、山田、佐藤

(三) 板東、江戸川各區 〃鈴木、植木、関、外一名

(四) 本所、深川各區 〃細谷、村山、内田、小林

(五) 荒川、足立各區 〃新妻、柳田、箱見、目黒

追テ本件ハ東ル二十九日より開始シ三日間ニ終了スル予定

六、日本交通従業員組合本部撤發行

日本交通従業員組合本部ニ在リテハ本日別記ノ通り「全従業

員諸君初任級引上の為メに邁進せよ」ト願スル撤フ發行各支

部ニ發送セリ

以上

別記

指令 第二十二號

九月二十八日

東京支事 議 首 藤

支那部 御中

一、整理部即時撤回前長引員辭職要求の大衆動員を決しませよ！

調停委員會に於て市當局の案は留保したるに非ず其の言明と其
後に於ける事柄なる批駁的態度は全職場大衆を極度に教化せしめ再渡のスト決
りも決意せしめ手争力は横溢してゐる而して當局の不信の言明は社會的輿論を
益々我等に有利な方向に導きしめ委員會に於ける市當局の態度は徹底的果敢に
明に市中委員を動かし撤回の氣運は日に進み濃厚となりつゝある監督官ニ
於ては市に對する態度は一層硬化し彼等の唯一の味方とし又市民の總體を代表
するものとして市會も其のものの内幕が逐次判明し特に社會的輿論の動向に
動かし撤去整理案及對市撤去下札の勢力が墮頭し愈々彼等の態度は近づく
きつ、ある。この整理案及撤去下札の勢力をより墮大せしめり事は彼等の地
位を覆す事である。彼等は撤去委員會に於て案撤回の事類に依り決定されたと
してもその決定を無視し案を強行するであらう事は明かである。従つて市當局
長等を追放せしめ依り案撤回は困難である。市長局長並放の側面運動は既に指
令に依り行はれてゐるが更に我々の整理案即時撤回市長局長の即時辭職要
求の大衆動員を決し我々の偉力を示し一挙に半隊山下を市より撤退し行け
れはならぬ
一、九月二十九日午後十一時を期し市役所に向つて大衆動員を取行はせし
火衆動員は正々堂々合法的に之を事 従つてこの動員に依つて電車自動車
の運轉には影響せざる程注意する事